

夢を実現する第一歩のために

2023年10月号

ミツヒロニュース



10月です。日本を美しくする会顧問 田中義人さんは、「人間は環境の影響を受けて、思考や行動を左右されます。しかし、人間にしかない能力として環境を作り変えることができます。自分の人生を良くしたければ、まずは自分の身近な環境を良くしていくことです。今、日本では『今さえ、自分さえ、お金さえ』の人たちが増え、生活基盤は乱れ、人間関係も希薄となっていました。これから先の日本を見据えた時、お互いに助け合い励ましあっていく生き方こそ大切ではないでしょうか。」と話されています。ぜひ実行していただければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇インボイス制度導入に伴う会計資料の見直しについて
- ◇鉄道料金等のインボイス交付等について
- ◇SuicaやPASMOのチャージ代を経費計上するには?
- ◇役員報酬の改定は新事業年度開始から3カ月以内
- ◇今月のお勧めセミナー
第5回 税務・会計セミナー「決算実務と税金対策」
- ◇あとがき
「駐車場についてのお詫び」



インボイス制度導入に伴う会計資料の見直しについて

令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されました。これに伴い必要な会計資料が厳格になります。経理処理をおこなうために、下記の資料を準備してください。

1. 経費計上に必ず必要な会計資料⇒原則：請求書または領収書（レシート可）

【各支払方法に必要な会計資料】

- ① 通帳からの支払い →請求書または領収書
- ② 現金での支払い →領収書
- ③ キャッシュレス決済→領収書または請求書および支払明細書(月単位の明細書)

【キャッシュレス決済の例】

- ・クレジットカード
- ・電子マネー(Suica、PASMO、nanaco、WAON)
- ・QR/バーコード決済(PayPay、楽天 Pay、d 払い、LINE Pay)
- ・デビットカード



【キャッシュレス決済の注意事項】

- ・支払明細書のみでは経費計上できません。明細書へのメモのみでも経費計上できません。キャッシュレス決済での物品購入、飲食、タクシー料金、発券機でのチャージ等、使用毎に領収書の発行があるものは必ずご提出下さい。
- ・自動引落のもので領収書等の発行がないものは支払明細書の対象箇所に印をつけていただくことで対応します。(例:会費、ETC)

2. 請求書、領収書に記載が求められる項目

下記の項目を満たす請求書、領収書が必要になります。項目の記載がない請求書および領収書等は (次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

経費計上の根拠資料として認められません。

※注文書等など請求書、領収書と名称の異なる書類も同様です。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)、適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※⑥は不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等からの領収書には必要ありません。

鉄道料金等のインボイス交付等について

インボイス制度開始後は、鉄道の利用者側にとって、在来線や新幹線の「乗車券」、新幹線や特別急行列車等の「特急券」などの『鉄道料金』については、帳簿保存のみで仕入税額控除ができる「公共交通機関特例」の適用を検討することが考えられるため、鉄道料金のインボイス交付等について今回はJRの対応を中心にご紹介します。

1. 公共交通機関特例とは？

3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます。そのため、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、入場券や手回り品切符は本特例の対象外のためインボイスの交付を受ける必要があります。

2. 3万円未満の公共交通機関の判定

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。したがって、切符1枚ごとの金額や、月まとめの金額で判定することはしません。

例えば、1万円の券を4枚まとめて購入した場合には4枚の合計4万円で判定することになり、3万円以上となることからインボイスの交付を受ける必要があります。

3. Suicaチャージ領収書に不課税取引である旨を記載

Suicaへのチャージは、消費税法上、不課税取引に当たります。そのため、チャージした時点では仕入税額控除はできないことからインボイス対応を行わないそうです。ただ、自動券売機でSuicaチャージを行った場合には、その領収書に不課税である旨を記載するそうです。インボイス制度では税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要のため、Suicaチャージと他の取引が混在した領収書の交付が想定されるため、Suicaチャージ代は不課税であることを領収書に明示するそうです。

4. 鉄道料金等のインボイスの受取方法

JRでの対応は次の一覧のとおりの対応を予定しているそうです。



種類	購入方法等	インボイス（簡易）の受領方法
乗車券・特急券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	新幹線のWeb予約サービス	ウェブサイトでダウンロード
	Suica利用	上限2万円のため原則交付なし
定期券	自動券売機・指定席券売機	自動券売機・指定席券売機で受領
	モバイルSuica	ウェブサイトでダウンロード
Suicaチャージ	不課税取引のため交付なし	
入場券	自動券売機	自動券売機で受領
	Suica利用	有人窓口（改札・みどりの窓口）で受領
手回り品切符	有人窓口（改札）販売	有人窓口（改札）で受領
払戻し	利用開始後の定期券等	有人窓口（みどりの窓口）で返還インボイスを受領
	利用開始前の乗車券や特急券、定期券	有人窓口（みどりの窓口）で払戻手数料に関するインボイス等を受領

Suica や PASMO のチャージ代を経費計上するには？

近年、急速に広まった『Suica』や『PASMO』『Edy』『nanaco』『WAON』などの電子マネー。中でも『Suica』や『PASMO』などの交通系 ICカードは当初、交通費がメインでしたが、今では店舗での支払いなどにも日常的に使われるようになりました。この電子マネーを経費として利用するにあたり、注意点について説明します。

1. モバイル suica など、カードを利用した場合の留意点

① 『Suica』や『PASMO』などの電子マネーに現金を「チャージ」した場合

『Suica』や『PASMO』などの電子マネーに現金をチャージした段階では、単に現金や普通預金からチャージ分を預けているだけなので、「旅費交通費」などの経費として処理できません。

この場合に使用する勘定科目は、「預け金」「仮払金」「前払金」といった貸借対照表の流動資産に計上することになります。

【例】現金 5,000 円を『Suica』や『PASMO』などの電子マネーにチャージした。

(借方) 預け金 5,000 円 / (貸方) 現金等 5,000 円

② 『Suica』や『PASMO』などの電子マネーを使って乗車した場合

電車やバスなど実際に交通機関を利用した段階で経費として処理します。

【例】得意先訪問のため路線バス 230 円を『Suica』や『PASMO』などの電子マネーで支払った

(借方) 旅費交通費 230 円 / (貸方) 預け金 230 円

③ 『Suica』や『PASMO』などの電子マネーで「物品」を購入した場合

『Suica』や『PASMO』などの電子マネーは交通機関だけでなく、駅のコンビニ等で物品を購入することもできます。この場合、「旅費交通費」ではなく「消耗品費」など正しい勘定科目として経理処理してください。

ただし、可能であれば、『Suica』や『PASMO』などの電子マネーの利用は「公共交通機関」に留めておくべきです。そもそも旅費交通費の精算と経理処理を効率化させることが目的であるため、「コンビニでおにぎりを買った・軽減税率 8%だ」といった余計な情報を混在させる必要はないと思います。

2. 確実な処理をおこなうためには利用履歴の印字が重要



電子マネーの確実な経費処理をおこなうには、利用履歴の印字が必要です。

Suica や PASMO などであれば駅の券売機などで利用履歴を印字できますし、電子マネーの種類によっては、リーダーを用いることでパソコン上で履歴を確認して印字することができます。

利用履歴の印字は、経費処理をおこなう際だけでなく税務調査時の資料としても役立つので、チャージした際には必ず利用履歴を印字してください。

3. ビジネス使用のものと個人使用のものは分けたほうがよい

電子マネーは備品の購入やクライアントのオフィスを訪問する際の交通費などのビジネス使用だけでなく、プライベートで利用することもあると思います。

ただ、どちらも同じ電子マネーを利用してしまって経費処理が大変になります。また、経費とプライベートなお金の区分が難しくなります。

ビジネスで利用する電子マネーとプライベートで利用する個人マネーをそれぞれ別で持つ、用途に応じて使い分けることが必要です。

特に、ビジネス使用と個人使用が混同しやすい個人事業主の人は注意が必要です。

4. インボイス制度の適用にあたり

消費税を控除するためには、チャージした際の履歴と、実際に利用した際の履歴の保存が必要です。

役員報酬の改定は 新事業年度開始から3ヶ月以内

◆取締役の報酬の改定（法人税法の観点から）

取締役の報酬は、「定款に定めのないときは、株主総会の決議によって定める」と会社法で規定されています。これはお手盛りによる弊害を防ぐためです。

さらに、法人税法では、役員（=取締役の他、税法上のみなし役員も含みます）に対する報酬は、定期同額給与でなければ損金算入されません。役員報酬の増減で法人の利益操作をすることを防止するためです。

そして、その改定は事業年度開始の日から3ヶ月以内にされたものでなければ損金不算入となります。

◆新報酬決定後の改定

一般的には、定款の変更ではなく、決算承認が行われる定時株主総会で役員報酬の改定が決議されることになると思われます。そして定時株主総会は、会社ごとに決算を締める所要時間を鑑みて、たとえば2ヶ月目の25日前後などと、ほぼ毎年同じ時期に開催されているものと思われます。

もし、新規の大きな売上が発生し会社の利益増が予想できる場合において、1ヶ月でも早く役員報酬の増額をしたいと考えたときには、定時株主総会を前倒しするか、臨時株主総会を開催して、新事業年度1ヶ月目から増額した役員報酬を適用させることもできます。

また逆に、存外に顧客の離脱（=顧客の倒産もままあります）が発生し、計画していた売上と利益が大幅に減るような事態となった場合にも、事業開始3ヶ月以内であれば、減額改定もできます。

この3ヶ月という期限を超えた増・減額改定は、法人税法における損金不算入となります。

しかしながら、個々の事情に照らし、税務上の取り扱いが判断されますので、業績等の悪化により役員給与の額を減額することをご検討の際は、顧問税理士とよく相談してください。

◆社会保険料月額変更の影響も考慮のこと

役員報酬の増減は会社の損益に影響しますが、もしその増減の幅が大きければ（=社会保険の標準報酬の等級が2以上変動する場合）、会社負担の社会保険料の金額も増減します。そのため、役員報酬額の増減について検討する際は、社会保険料の増減の影響も踏まえた上でシミュレーションが必要です。

参考文献： ■TAX NEWS ■税務通信 ■ゆりかご俱楽部 ■

10月 今月のお勧めセミナー 第5回 税務・会計セミナー 中小企業の「決算実務と税金対策」

目まぐるしく法律改正が行われるなか、会計・税務に関する多くの改正があり、決算期を迎えて「いつに何に注意して処理しなければいけなかったのだろうか。」と、戸惑う声が聞かれます。今回のセミナーでは、決算実務について「会社法」「会計」「税務」の側面を縦割りに集約して、分かりやすく解説します。

（開催日 10月3日（火）セミナー概要は別紙案内をご覧ください。）

あとがき 下田です。秋になりサッカースタジアムの建設工事が終盤になってきました。年末に完成し、来春2月に開業する予定だそうです。工事の影響で、弊社近隣のコインパーキングは、工事に携わる業者さんの車両で早朝から夕方まで満車状態が続いています。そのためご来所時に「駐車場の空きが見つからない。」とのお声を頂くことがあります。ご不便をお掛けして、誠に申し訳ございません。工事が完了する迄の間、この様な状況が続くと思われます。ご迷惑をお掛けしますが、ご了承くださいよう、お願ひ申し上げます。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

